

奈良県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、北郡
山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があ
った。

令和五年五月三十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	高塚 康文	大和郡山市北郡山町三三二
〃	植木 奉成	〃 城北町一〇一
〃	松下 悦子	〃 北郡山町七二九
〃	辰野 彰欣	〃 九条平野町一〇三
〃	南本 忠夫	〃 九条町八〇二―二
監事	馬場 秀樹	〃 城北町五―六
〃	坂口 千久子	〃 北郡山町一八二―二五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	高塚 康文	大和郡山市北郡山町三三二
〃	植木 奉成	〃 城北町一〇一
〃	松下 悦子	〃 北郡山町七二九
〃	辰野 彰欣	〃 九条平野町一〇三
〃	南本 忠夫	〃 九条町八〇二―二
監事	野村 秀和	〃 北郡山町六五〇
〃	坂口 千久子	〃 一八二―二五